

後期高齢者医療保険

平成30年度後期高齢者医療保険のお知らせ



詳しくは町住民生活課におたずねください

平成30年度の保険料率は昨年と同一です

平成30年度後期高齢者医療保険の保険料率は次のとおりです。

●後期高齢者医療保険料率

- 均等割額 年額47,900円
所得割率 9・26割
1人当たりの年間保険料額は、
「均等割額+所得割額(基礎控除後の総所得金額×9・26割)」です。
※上限額は62万円です。

保険料の軽減内容が見直され対象者が一部拡大されます

平成30年度の保険料軽減対象者は次のとおりです。このうち、均等割額の5割軽減と2割軽減の対

象者が拡大されました。

※後期高齢者医療保険の資格を得た日の前日まで、被用者保険加入者に扶養されていた人の均等割額は、5割軽減になります(所得割額は掛かりません)。

●均等割額の軽減(被保険者と世帯主の総所得金額で計算)

- 9割軽減 基礎控除(33万円)を超えない世帯で、被保険者全員が年金収入80万円以下(そのほかの各種所得がない場合)
8・5割軽減 基礎控除(33万円)を超えない世帯
5割軽減(対象者拡大) 基礎控除(33万円)+「27万円×世帯の被保険者数」を超えない世帯

●仮徴収額決定通知書をご確認ください
今月から平成30年度後期高齢者医療保険料の仮徴収が始まります。仮徴収の対象になる人には、

対象となる人には「後期高齢者医療仮徴収保険料額決定通知書」を送付しましたので、記載事項を必ずご確認ください。

健診・検診

新年度は健診・検診の申し込みから始めよう



健診を受けて自身の体の状態を確認しましょう

平成30年度の健診・検診の申し込みは4月16日(月)まで

町では、平成30年度の健診・検診を次のとおり実施します。

各健診の申し込みについては、4月16日(月)までに「健診希望調査票」に必要事項を記入の上、各行政区の嘱託員または町総合保健福祉センターに提出してください。

●節目健診

- 期間 6~12月
場所 日本赤十字社熊本健康管理センター、高野病院総合健診センター
対象 平成31年4月1日現在で35・40・45・50・55・60歳の町国民健康保険被保険者

●特定健診・若者健診・がん検診(7月集団健診)

- 期間 7月6日(金)~12日(木)
場所 町総合保健福祉センター
対象 20~74歳の町国民健康保険被保険者
●後期高齢者健診・がん検診(8月集団健診)

●がん検診(12月集団健診)

- 期間 12月5日(水)~9日(日)
場所 町総合保健福祉センター
対象 20歳以上の女性および40歳以上の男性
詳しくは、今月に各世帯に配布しました「甲佐町健診のお知らせ」および「甲佐町健診希望調査票の書き方」をご確認いただくか、町総合保健福祉センターまたは住民生活課までお問い合わせください。

- 町総合保健福祉センター
096・235・8711
町住民生活課
096・234・1113

町総合保健福祉センター 096-235-8711

男女共同参画

「熊本県男女共同参画相談室らいふ」に変わります

4月から、県女性総合相談室は「熊本県男女共同参画相談室らいふ」に変わります。また、移転に伴い、住所、電話番号、受付日時が変更となります。

性別にとらわれない自由な生き方と人権を尊重した総合相談窓口として、人生の岐路にある方、生きづらさを抱えている方、人間関係や暴力行為に悩んでいる方などのあらゆる相談をお受けいたします。

「熊本県男女共同参画相談室らいふ」の利用について

ご相談の際は利用は無料、プライバシーは守られます。

日々の不安を相談できる窓口を開設しています



悩みを抱え込まず相談しましょう

人は、後期高齢者医療被保険者証と印かんを準備の上、町住民生活課で申請してください。
申請期限 4月2日(月)~平成31年3月29日(金)

●後発医薬品(ジェネリック医薬品)を利用しましょう

●医療機関でお薬をもらう時の留意点

ジェネリック医薬品は、先発医薬品と同等の効能・効果を持ち、費用も安くすみます。

●お薬手帳を活用しましょう
複数のお薬を使用する場合は、飲み合わせによって副作用が強くなることもあります。

●あんま・はり・きゅう治療券の利用について

後期高齢者医療では、あんま・はり・きゅうの治療を受ける場合に、平成31年3月31日まで使用できる治療券(1人当たり1,000円の5枚)を利用できます。

治療券は、町と協定を結んでいる施設で使用できます。必要な

所在地 熊本市中央区水前寺6-18-1 熊本県行政棟新館4階

男女参画・協働推進課内(土曜日のみ) 熊本市中央区手取本町8-9テトリアくまもと9階くまもと県民交流館内)

電話番号 096・333・2666 (土曜日のみ) 096・355・2223

受付時間 月・木・金・土曜日 午前9時30分~午後3時30分

電話相談 火曜日 午前9時30分~午後7時30分

面接相談 右記の時間内で予約制

●法律相談 毎月第3土曜日 午後1時~午後3時15分

※予約制 休日 水曜日、日曜日、土曜日を除く

祝日、12月29日~1月3日 相談室の変更・移転に係るお問い合わせ

県男女参画・協働推進課男女共同参画班 096・333・2287

町教育委員会社会教育課 096-234-2447

町住民生活課 096-234-1113(内線105)